広島県告示第六百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十五年八月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年七月二十五日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　道路の種類

県道

二　路線名

呉環状線

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
呉市郷原町字ワラヒノ山四〇一〇番一三地先から呉市郷原町字ワラヒノ山二五二一番一四地先まで	旧	三四・五〇～三七・〇〇	二六・五〇	
	新	三五・五〇～三八・五〇	二六・五〇	拡幅